

はしもと 市議会だより



第21号

議員は公職選挙法により、**年賀状等**時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや**御祝儀等**の寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。

平成22年11月1日 発行

<http://www.chw.jp/>



橋本市運動公園多目的グラウンドで開催された第5回橋本市民総合体育大会総合開会式

主な内容

議案審議結果 ……2～3ページ
一般質問など ……4～15ページ
活動日誌 ……16ページ

傍聴のご案内

議場は市役所3階です。議場傍聴席入口へは、市役所本庁舎の北側階段で3階へお越しください。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様子を中継しています。

9月定例会

9月6日に招集され、平成21年度各会計決算の認定、平成22年度各会計補正予算や条例の一部改正など市長提出議案35件を審議し、9月28日に閉会しました。

会期・日程

| | | | |
|-------|-----------------|-----|----------|
| 9月 6日 | 本会議（開会・議案の提案説明） | 17日 | 総務委員会 |
| 13日 | 本会議（一般質問） | 21日 | 経済建設委員会 |
| 14日 | 本会議（一般質問） | 22日 | 文教厚生委員会 |
| 15日 | 本会議（一般質問） | 28日 | 委員長報告 閉会 |
| 16日 | 本会議（議案審議） | | |

議案の審議結果

9月定例会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

市長専決処分 3件

- ・青少年旅行村設置及び管理条例の廃止……………承認
- ・国民健康保険税条例の一部改正……………承認
- ・損害賠償の額を定めること……………承認

平成21年度各会計決算 17件

- ・一般会計……………継続審査
- ・国民健康保険特別会計……………継続審査
- ・簡易水道事業特別会計……………継続審査
- ・国民宿舍特別会計……………継続審査
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計……………継続審査
- ・老人保健特別会計……………継続審査
- ・公共下水道事業特別会計……………継続審査
- ・駐車場事業特別会計……………継続審査
- ・墓園事業特別会計……………継続審査
- ・農業集落排水事業特別会計……………継続審査
- ・土地区画整理事業特別会計……………継続審査
- ・介護保険特別会計……………継続審査
- ・介護サービス事業特別会計……………継続審査
- ・指定訪問看護事業特別会計……………継続審査
- ・後期高齢者医療特別会計……………継続審査
- ・水道事業会計……………継続審査
- ・病院事業会計……………継続審査

平成22年度各会計補正予算 8件

- ・一般会計（第3号）……………原案可決
- ・国民健康保険特別会計（第1号）……………原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計（第2号）……………原案可決
- ・介護保険特別会計（第2号）……………原案可決
- ・指定訪問看護事業特別会計（第1号）……………原案可決
- ・水道事業会計（第2号）……………原案可決
- ・病院事業会計（第1号）・（第2号）……………原案可決

条例の一部改正 2件

- ・消防団員等公務災害補償条例の一部改正……………原案可決
- ・火災予防条例の一部改正……………原案可決

その他 5件

- ・市道路線の認定……………原案可決
- ・工事請負契約の締結……………原案可決
- ・物品購入契約の締結……………原案可決
- ・訴訟の提起……………原案可決
- ・和解に係る損害賠償額の決定……………原案可決

9月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

補正予算

☆一般会計 補正予算5億7,899万2千円を増額補正するものです。
この結果、平成22年度予算額は、270億8,668万6千円になります。
主な歳出項目は、総務費：1億4,662万8千円▽民生費：2億442万4千円▽衛生費：2,580万5千

円▽農林水産業費：803万8千円▽商工費：546万円（減額）▽土木費：7,705万6千円▽消防費：1,981万8千円▽教育費：5,282万9千円▽災害復旧費：4,978万2千円
▽諸収入：1億705万5千円▽市債：2,980万円
☆特別会計 国民健康保険：1億1,769万1千円▽土地区画整理事業：2億9,376万6千円▽介護保険：9,578万7千円▽指定訪問看護：130万円
☆企業会計 病院事業：2,252万6千円

主な歳入項目は、地方特例交付金：3,883万9千円▽分担金及び負担金：473万7千円▽国庫支出金：5,805万6千円▽県支出金：5,354万4千円▽繰入金：2億3,472万1千円▽繰越金：5,224万円



条 例

☆消防団員等公務災害補償条例の一部改正

児童扶養手当法の改正に伴い、父子家庭の父が児童扶養手当の支給対象となるため、所要の改正を行うものです。

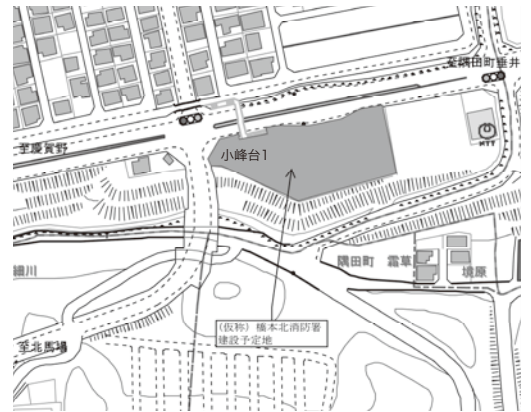
☆火災予防条例の一部改正

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、新たに開発された新種の燃料電池による発電設備が実用化されるにあたり、基準が定められ加えられたこと及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

そ の 他

☆工事請負契約の締結

(仮称)橋本北消防署新築工事施工のため、制限付一般競争入札を行い、株式会社土屋組関西支社が落札したので、請負契約を締結するもので、契約金額は、1億4,700万円です。



▲(仮称)橋本北消防署の建設位置図

☆物品購入契約の締結

消防ポンプ自動車の購入のため、指名競争入札を行い、有限会社北浦自動車整備が落札したので、物品購入契約を締結するもので、契約金額は3,528万円です。

☆市道路線の認定

嬉野橋東線(橋本市野、延長190m・幅員4m〜7.45m)を新たに市道として認定するものです。



▲経済建設委員会による現地調査(市道)

決算審査特別委員会の設置

平成21年度決算審査特別委員会が設置されました。

なお、委員会は10月13日(水)、14日(木)に開催しました。

委員長 辻本 勉
副委員長 楠本知子
委員 岡 弘悟、阪本久代
松浦健次、中谷和史
上田良治、井上勝彦

各委員会の付託事件及び議決結果

| 委員会名 | 件 名 | 議決結果 | |
|---------|----------------------------------|------|------|
| | | 委員会 | 本会議 |
| 経済建設委員会 | 議案第10号 市道路線の認定について (認定 嬉野橋東線) | 原案可決 | 原案可決 |

17人の議員が市政について質問

9月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。質問順は各会派の輪番制で、9月定例会は①未来派クラブ②公明党議員団③刷新クラブ④未来21⑤日本共産党橋本市議員団⑥政和会⑦民主クラブ、の順番で9月13日、14日、15日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

下水道接続に補助金を



清水 信弘 議員
質問 ①下水道事業認可区域内の住民が合併浄化槽を設置する際には、設置

に対する補助金は出ません。この事業認可区域内の住民に対しては「あと何年で設置します」と明確に回答できるのですか。例えばその地区で新築を計画される方があり、その年限が明確であれば、それに添って新築計画を立てることもできようというもの。

②すでに公共下水道が布設された地域において、それに接続される条件としては、(1)新築、(2)汲み取りから、(3)単独浄化槽・合併浄化槽から、と以上の3つの態様が考えられると思います。

趣は少し異にしますが、受益者負担金制度の考え方として、「公共下水道事業により特定の者が著しく利益を受ける場合には、この者に事業費の一部を負担させることが公平の原則に適合する」と謳われています。(1)の方は加入負担金について全く異議はないことでしょうか。(2)の方も快適性が増すということに対しての異議はないと思えます。(3)の方々は、快適性については公共下水道が整備されたからといってなら変わるものではない。

また、浄化槽といえども個人にとっては設置に大枚な金額をかけた財産で

もあり、加入負担金についてはやぶさかでもなくとも、公共下水道接続時に、浄化槽の汲み取り、清掃・消毒・取り壊しについて全部個人負担で行え、その後加入金を払って接続せよというのは行政の横暴に近く、どのあたりが公平の原則に適合するかと考えるのかと思えます。その費用については行政が全額負担すべきと思いますが、当局はいかがお考えですか。

③下水道により「環境が改善され、未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上し、結果として当該地域の土地の資産価値が増加するため」とも受益者負担金制度の考え方が示されています。未整備地区の浄化槽使用者と布設済み地区の方々の利便性、快適性の差異についてお教えください。土地の資産価値が増加するともありますが、県の路線価決定、ひいては本市の固定資産課税にその考えは反映されていますか。

④紀の川をきれいにするという大命題に反論するものは全くないと思えます。10年程度前、現在、下水道が整備された後の奈良県では吉野川、和歌山県に入って本市終点の嵯峨谷付近の紀の川河口地点の3点における水質を示してください。

答弁

①下水道の事業認可区域の整備時期の明確化については、地元より受益者に公共下水道接続の同意書を添付した工事要望書の提出があ

り、予算と地元協議が整った段階では明確な整備時期を示しております。しかし、同じ事業認可区域内でも、地元の合意形成が整っていない地域や、予算を含め事業実施が遅延している地域では、整備時期を明確にすることが出来ていません。

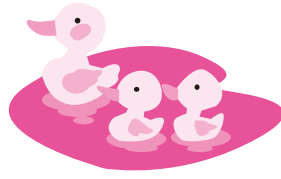
②公共下水道接続時に、浄化槽の汲み取り、清掃・消毒、取り壊し費用の補助については、今後、接続率の向上と個人負担の軽減のために、敷地内の排水設備工事や浄化槽撤去等工事に対する助成制度を調査・検討が必要と考えられますので、より効果のある制度の構築に取り組んでまいります。

③下水道で改善された地区と、未整備地区の利便性・快適性の差異と、固定資産課税の考えについては、合併浄化槽の場合管理が十分であれば、利便性と快適性の差異はほとんど無いと考えます。また、土地の固定資産評価は、路線価方式を採用しております。この路線価の決定する際に、環境条件の一つである供給処理布設の項目として、下水道整備の有無を反映し、評価額を決定しています。

④公共下水道の整備によって紀の川の水質改善状況については、橋本市の最上流部の恋野橋で、平成10年のBODが1ℓ中1.5mgから、平成

21年のBODが1ℓ中0.8mgの約半分の値です。また、かつらぎ町三谷橋で、平成10年のBODが1ℓ中1.6mgから平成21年のBODが1ℓ中0.7mgで、これも恋野橋と同様に約半分の値です。このことは、上流側の奈良流域下水道吉野川処理場及び紀ノ川流域下水道伊都処理場の供用による下水道普及が要因の一つと考えられます。

他の質問 市民病院の画像診断データの提供について



道徳教育実践への基本方針をた だす



松浦 健次 議員

質問

①今日の日本では、(1)国の政治の無責任、幼稚さの目に余る実態、(2)

社会では凶悪犯罪の頻発、(3)学校での不登校、いじめ、学級崩壊、教師の心労からくる長期休暇、(4)家庭での夫の暴力、児童虐待等、深刻な問題が噴出しています。

②これらの主たる原因は、戦後の日本が道徳を軽んじ、学歴偏重、物質主義、利己主義、拝金主義の道を突き進んできたことにあります。

そこで、私は、6月議会で、人として生きていく上に必要な基本的価値を見につけさせる道徳教育を充実させることにより、日本を建て直そうと提案しました。これに対して、市長、教育長から力強いご賛同をいただき深く感謝申し上げます。

③さて、道徳教育の具体化の方策ですが、人間はともすれば目の前のことに心を奪われがちであります。したがって、折に触れ、読書や話、あるいは実践を通して個々の道徳教育をすることと並行して、柱となる徳目を常に示して、日常生活の中で、頭ではなく体に自然にしみ込んでいくような方法をとることを提案します。

④私は「誠実」と「感謝」の2つがその柱としての徳目にふさわしいと考えます。

(1)誠実を選ぶ理由は、人間は社会的動物であるが、お互いが接する相手の信頼に依って、まごころを持って対応することが個人の幸福、社会の幸福、政治経済の安定、国の安定につながり、ひいては個人の幸福に循環するからであります。また、論語をはじめ古今東西の人の道を説いた古典に必ず示されている徳目です。

(2)感謝を選ぶ理由は、人間は一人では生きられない存在であり、多くのお陰

をいただいで生涯を終える宿命にあります。親への感謝、恩師・先輩・友人・その他有縁の人々に対する感謝、社会への感謝、国への感謝、大自然と大自然からもたらされる物への感謝等、お陰さまと感謝できる人は、日常生活の人間関係や物事の判断選択も適切にする力を備えることができると考えるからであります。

⑤誠実と感謝の二つの徳目を柱に橋本市の道徳教育を組み立てられてはいかがでしょうか。今後、橋本市、橋本市教育委員会が道徳教育を実践していく際に参考にしていただければ幸甚であります。

答弁

橋本市教育委員会では、「橋本市の教育」のなかで、道徳教育について次の4点を重点施策として取り組んでいます。

1点目は、道徳教育の指導の重点や特色を明確にすること。2点目は、保護者や地域の方々との連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などの道徳性の育成に資する豊かな体験を進めること。3点目は、身につけるべき基本的生活習慣や社会性、集団生活のルール、善悪の判断等について家庭との連携を重視すること。4点目は、家庭で「人としての生き方」について話し合うよう機会を捉えて啓発することです。

これらの取組は、あらゆる教育活動の中から体験を通じて児童生徒が

感じることでとどめおくだけではなく、道徳の時間の授業において計画的に指導されることによって、児童生徒の道徳性が高められる取組となると考えています。

内容項目については、学習指導要領において、児童生徒の道徳的心情の発達、道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、発達の段階などが考慮され、小学校1・2年生では16項目、3・4年生では18項目、5・6年生では22項目、中学校では24項目が設定されています。全ての内容項目について適切に指導しなければならぬとされていますが、重点的な扱いを工夫してこそ、その効果を高めることができます。各学校においても、道徳教育の全体計画を作成し、児童生徒の実態と目指す子ども像から、各学年等において重点項目を設定し取り組んでいます。

ご提案いただいています、「誠実」と「感謝」は内容項目にも明示されており、小学校1・2年生から中学校まで一貫する内容項目となっていることから、重要であると認識しています。

今後、道徳教育推進教師の研修会等において、重点内容項目の設定、実践状況の情報交換、伝達講習会等を行うことにより、教職員の資質向

上や各学校の取組の充実を図ったり、幼稚園と小学校、小学校と中学校が中学校区で連携した取組について協議するなど計画しています。

道徳教育は、学校教育の中でも人格形成の基本に関わることです。今後、各学校における道徳教育の取組が、教育活動全体を通じて充実が図られるよう指導に努めます。

他の質問 公民館の位置づけと現在の課題について、当局の認識を問う職員に対する不当要求の有無とその対策について▽子育て支援について



広報誌の刷新について



上久保 修 議員
質問 行政はアカウンタビリティ（説明責任）が大切であり、市民の知る

権利に最大限答えることは今や常識となっている。しかし未だに市民からの感情的苦情や誤解を恐れて、情報を積極的に市民に伝えることを躊躇する傾向も否めません。それらの要因が行政不信を招き、市民に誤解が生じること

もあるのではないのでしょうか。

そこで、毎月市民への情報源として発行している「広報はしもと」の刷新について、以下の点をお尋ねします。

- ① 広報のあり方や市民の理解度をどの程度把握しているのか。
- ② 広報誌の発行経費はどの程度が限度と考えているのか。
- ③ 類似団体と比べ、本市が発行する広報の内容について、独自の特色はあるのか。
- ④ 高齢者をはじめ市民の皆様が読みやすい紙面を考えてはどうか。
- ⑤ 今後、本市の広報戦略をどのように考えているのか。

答弁

① 広報は、市政の状況を市民に対して的確で分かりやすく提供し、その説明責任に努めることや市民と情報の共有化によるまちづくりへの関心を高め、本市の魅力を広く市内外に発信するものです。具体的な意識調査などを行っていませんが、いろいろな機会に広報紙に対する意見を聞くように努力します。

② 平成21年度の「広報はしもと」の実績は、発行部数が月2万5,750部、総ページ数272ページで、印刷費用は551万2,080円です。発行にかかる経費は前年、前々年の予算額、決算額を参考としています。

③ 現行の「広報はしもと」には、行政上の重要な「施策」「課題」などを数ページにわたり特集記事として詳しく

掲載するなど、本市のオリジナリティはあると思っています。

④ 常に「読みやすい」を念頭に置きながら、文字の大きさや修飾、写真、イラストなどに創意工夫をこらし、市民の皆さんから親しまれる広報紙の作成に心がけています。

⑤ 広報紙の確実に行政情報を伝達できるメリットとインターネットの詳細に大量に情報を伝えるメリットを活かした広報活動を展開し、市政に対する理解と本市の魅力の発信につながる「広報」となるように充実していきます。

他の質問 地籍調査の今後の取り組みについて▽校庭・園庭の芝生化につ



▲「読みやすい」を念頭に置いて編集している「広報はしもと」

子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について



楠本 知子 議員
質問 子宮頸がん予防ワクチンの接種費用は全額自己負担が原則ですが、経済的負担を軽減

するため、公費助成に取り組んでいる自治体が増えています。

今年3月、厚生労働省が、都道府県を通じて1,744市区町村から定期や任意を含む予防接種に対する公費助成の状況について調査を行い、その集計結果によると、114自治体（6.5%）が公費助成を行い、そのうち78自治体（68.4%）が1万2,000円以上の助成を行っています。

私たち公明党は、7月、子宮頸がんの予防接種を全額国費で補助することを柱にした「子宮頸がん予防法案」を提出しています。3月議会で、この予防接種の助成をお願いしましたが、「本市単独での実施は困難であり、国へ予算措置を要望していくなどの対応を検討していく必要がある」とのことでした。

2011年度、厚生労働省予算概算要求の主な新規事業として、子宮頸がんワクチンの公費助成に150億円計上されています。来年度の予算編成は注視していかなければなりません。

本市として公費助成についてお伺いします。

答弁 子宮頸がんは、10代前半にワクチンを接種することで予防効果が期待できるとして、日本では昨年10月に初めて予防ワクチンが承認され、12月に販売が開始されました。

試算では、ワクチン費用が一回1万7,000円前後で計3回の接種が必要となるため、一人あたり約5万円の金額になり、来年度新しく入学する中学1年生女子は341人なので、全額公費負担で接種率100%としますと、約1,705万円となります。

市単独での公費助成はむずかしいことから、県下8市で組織する予防衛生協議会の総意をもって、県へ予防接種の財源措置を求める要望書を提出したところです。

厚生労働省においては、政党や医療関係団体、行政機関等の要望をうけて公費助成するとして、来年度予算の概算要求に盛り込んでおります。計画では、中学1年生から高校1年生の女子を接種対象とし、市町村に費用の3分の1を補助するというものです。

市においても、疾病予防は重要な施策であることは十分認識しております。厚生労働省が安全性を認めただうえで、財源措置が確保されれば、公費助成等の方法について、具体的に検討してまいります。

他の質問 救急医療情報キットの導入について▽児童デイサービス事業所

(たんぼぼ園、つくしんぼ園)の施設整備について▽高野口斎場の利用について



現在の集中改革プラン・定員適正化計画の推進期間5カ年の最終年度にあたることから、評価・改善並びに今後について



岩田 弘彦 議員
質問 ①定員管理の適正化について

(1)合併効果を活かし、公共サービスの質を低下させることなく「正職員を100人削減」の達成実績は何人ですか。

(2)まだ「正職員100人削減」が達成されていないのに、今年度22人もの募集をしているのはなぜか。「退職者の5割以内採用」の計画については、どのようになっているのか。

(3)平成23年度以降の定員適正化計画については、どのような方向性や目標設定

定のもと、どのように考えているのか。
②行政評価システムの確立による効果的な事務事業の実施や、事務量の変化に連動した的確な人員配置の見直しについては、どのような具体的な取り組みを行い、どのような効果があり、どのように評価しているのか。また、今後、どのように更なる改善をしていくのか。

③合併効果を踏まえた簡素にして効率的で、わかりやすい組織・機構への改革については、どのような機構改革を実施し、組織のスリム化を図り、どのような効果があり、どのように評価しているのか。また、今後、どのように更なる改善をしていくのか。

④弾力的かつ柔軟な組織運営が可能となるよう、部等組織内の人員配置の権限移譲、部課等内の応援体制、全庁的応援体制などの確立については、どのような具体的な取り組みを行い、どのような効果があり、どのように評価しているのか。また、今後、どのように更なる改善をしていくのか。

⑤適正配置や組織の見直し(フラット化・大課制・ワークシェアリングなど)によって、業務量の平準化を図り、時間外勤務の削減につなげている市がありますか、本市はどうか。

⑥直接・間接的に市民サービスの向上につなげるためにも、全庁的な職場改善運動を推進することが必要と考えます。このため、毎年度各職場において改善項目と目標を取り決め、その内容

及び結果を市民に公表してはどうですか。

⑦提案型職員を育成するためにも、職員提案意識の醸成を図るとともに、提案が行政の活性化に資するような制度として期待される職員提案制度については、どのように評価し、今後、どのように改善していくのか。

⑧今後、ますます行政事務が高度化、専門化することが予測されることから、専門性のある職員を一定割合育成していく必要がある部署については、複線型人事管理制度(ゼネラリストとスペシャリストの育成)を導入している市がありますか、本市はどのように考えていますか。

答弁

①平成22年4月1日現在で85人の削減を達成しており、目標の平成24年4月1日時点で100人削減を達成できるものと考えています。今年度の退職予定者25人に対し退職補充は計画の5割以内でなく22人の職員募集とした理由は、平成23年10月開設の北消防署職員4名、採用辞退の2名と平成23年度から平成26年度までの退職者数が増えることから、優秀な職員確保と採用数の平準化で単年度に大量の採用とならないようにするためです。平成23年度以降につきましては、簡素で効率的な行政システムの構築を進め、議員お質しの先進市の事例を調査研究し、更なる定員適正化計画を策定します。

②的確な人員配置の見直しについては、事務事業評価を適切な職員配置に反映しており、結果として計画の目標数値の前倒しにつながっていると考えています。今後、行政評価システムを充実し、より一層の活用を図ります。

③広域ごみ関係部署の縮小を始め、課及び係の統廃合を進めており、簡素で効率的な行政システムの構築と市民に分かりやすい組織づくりに努めています。今年度中に新たな集中改革プランを策定します。

④具体的には、現在地籍調査事業で部を超えた応援体制により効率的な行政運営をしています。また、事務事業ヒアリングにより応援体制の拡充を図れるよう考えています。今後も先進地を参考にし、弾力的かつ柔軟な組織運営に努めます。

⑤時代に即応した組織の見直しを図り、業務量を平準化し、能率的な職務の執行を進めます。また、フラット化による組織の効率化のため、積極的に主体的な活動を期待する「エンパワメント」の手法も検討し、職員の意識改革により時間外勤務の削減につなげます。

⑥本市政務改善部会を核として、全庁的に取り組むこととし、職員の改革意識を高めながら改善運動に取り組みます。

⑦年々提案件数が減少し、職員の提案意識が薄らいでいます。今後、テーマ

を決めたうえで全職員に提案を募集するなど、提案しやすい環境づくりに努めます。職員の新たな視点での政策提案や身近な仕事の改善が、市民サービスの向上につながることから、職員一人丸となって取り組みます。

⑧本市では、人事制度として明示していませんが、ゼネラリスト的適正・スペシャリスト的適正に応じて人事異動をしているので、現時点では、明示的に制度化するところまでは考えていません。



橋本市地域防災計画の実効性について問う



土井 裕美子 議員

近年、

地球規模の異常気象により、局所的なゲリラ豪雨や土砂災害等、

地震だけでなく今までの予想を超えるような災害が全国各地で起こっています。本市においても国道371号の紀見峠の土砂崩れや、学文路の農道の崩落事故等が起こり、いつどこでどのよ

うな災害が発生するかわかりません。

さて、平成19年3月に「橋本市地域防災計画」が策定され、災害時の対応など様々な行動計画等が盛り込まれています。今回の国道の通行止めによる住民への情報伝達の問題等、地域防災計画の中での問題点や今後再検証すべきところが多くあると考えますが、当局は「どこをどのよう改善すべき」と認識されているのか、お聞かせください。

答弁 橋本市地域防災計画は、市町合併のあと新市において平成19年3月に策定したものです。この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、橋本市防災会議が作成する計画であり、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを定めています。本市の地域防災計画を策定するにあたっては、災害の想定規模として、風水害については伊勢湾台風の災害を、地震については伊勢湾台風の災害を、地震については東海・東南海・南海地震の同時発生と中央構造線断層帯を震源とする2つの地震を想定して策定をしています。現在、市としては基本的にこの防災計画をもとに運営しているところですが、地域防災計画は市の防災に関する事務または業務について総合的な運営を計画したものであり、市の災害応急対策活動を効率的かつ効果的に

推進するためには、地域防災計画に基づく具体的な各種の運営マニュアルが必要となります。そのようなことから、本年度においては「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、現在「避難施設運営マニュアル」や「橋本市職員地震災害初動体制マニュアル」などの整備を進めているところです。ただし、地域防災計画の内容については社会環境の変化、施設整備等の状況を踏まえ見直しを行い、実態に即したものとする必要がことから、今後、見直すべき点については計画の見直しを行いたいと考えています。

他の質問 公立図書館の今後の取り組みと学校図書館のデータベース化について



地域経済が限界にきた、今救済しなければ市が崩壊する



石橋 英和 議員

質問 国全体の経済力が著しく低下し、格差構造がより深刻化しつつある今日、橋本市民の日々の営みは限界に来

ている。

国のせいにはせず、時世のせいにはせず、今こそ本市政府が市民生活を本気で護らなければ、壊れていく企業・壊れていく家庭・壊れていく人生が今後ますます増えていく。市民の所得を向上させ、負担を軽減させる施策を強く要望する。

①市内全就労人口に対し、橋本市内で就労している人数の比率をどの程度と把握しているか。

②昨今の市内企業の経常利益の悪さ、雇用条件の悪さ、廃業倒産件数の多さ、有効求人倍率の低迷、完全失業率の高さをどのように認識しているか。

③市が放出している財政支出を徹底的に市内に還流させる措置をとれるか。

答弁

①市内の就業者数3万1,589人中、市内で働いている数は1万7,288人であり、率的には約55%ですが、市外からの流入就業者が4,584人あります。サブプライムショック以降はさらに就業者数は下落しています。

②経済状況は、企業の投資意欲の減退や公共事業の下落等により低迷しており、雇用も依然厳しい環境にあると認識しています。

中小企業の新分野へ進出する研究開発事業や販路開拓事業、経営支援体制強化事業、商店街活性化事業、中小企業施策利用ガイドが国で示されており、また雇用奨励金制度や一時休養助成制度等の支援があります。

本市は、中小企業信用保証料補助や商工活性化資金利子補助、勤労者生活資金融資、セーフティネット認定、地場産品の開拓やブランド化への自立的継続的支援を行っています。しかし、経済環境は依然厳しく、産業の活性化・雇用の確保・市民生活の安定を図るため、今後さらに関係機関と連携を深めていきます。

③建設工事の発注について、土木・建築一式工事では1億5,000万円未満、管工事では6,000万円未満については、市内業者との契約を目的とした「工事希望型競争入札」を採用しており、その他の入札についても市内業者の参加機会の確保を図っています。物品についても、「市内で調達できるものは市内で」を基本として調達しています。



都市計画道路・伏原田原線（高野口町応其地内）について



井上 勝彦 議員

質問 「現在、国道24号より京奈和側道までの間、「レストラ

ングスト」の前の信号より市道24号線は完成していますが、この道路は応其地区の方々の生活道路でもあり、子どもの通学路としても利用されています。今までと違い、車の通行台数が増え、非常に危険な状態と言えます。

このような理由から、住民の声として、伏原田原線の早期完成を強く要望されているところであります。そこで、左記の質問についてお答えいただきたい。

①事業年度別費用と完成予定の見込みはどのようになっていますか。

②工法的な見直しをすると聞いていますが、どのような形になりますか。

③完成後は、応其地内の自主防災センターの計画も思いますが、土地の確保はできますか。

答弁

①年度別事業費と完成予定については、本年度は工法変更による盛土工の基礎工として、昨年度繰越金1,600万円を含めた約8,500万円を計上しています。

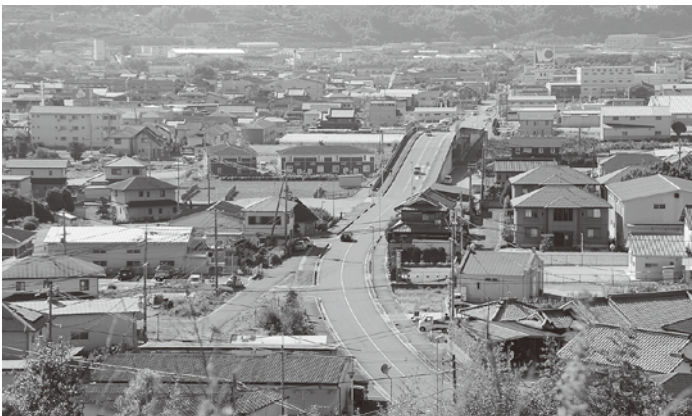
年次計画では、平成23年度はテールアルメ本体工事、並びに余水吐水路等を施工する計画で、事業費2億1,000万円を予定しています。

平成24年度は、雨天樋川橋梁、道路排水工等を施工する計画で事業費9,000万円、平成25年度は舗装工事等の施工を計画しており、事業費4,600万円を予定しています。

計画通り事業が進みますと完成は平成25年度末となります。

②工法的な見直しについては引の池周辺において、当初計画段階で引の池土地改良区との協議により、池に影響の少ない工法とすることで橋梁工としていました。

その後、昨今工事費の縮減が言われ



▲早期完成が望まれている都市計画道路・伏原田原線

ており担当課でも工事費の縮減について検討し、引の池土地改良区との協議の結果、盛土工法（補強土壁工）に変更しました。

結果、大幅に工事費が縮減されました。

③自主防災センターの土地確保については、道路としての都市計画決定区域には建築物を建てることは出来ませんが、旧高野口町において引の池と道路の都市計画決定区域との間に土地の取得を行なっております。



行財政改革について

中西 健 議員

質問 ①人事・

給与制度改革について

(1)人事評価制度は全職員に適用

すべきである。

(2)希望・成績による降格制度の導入について

(3)勤勉手当への成績率の導入について

(4)職員研修の充実について

(5)民間企業経験者の人材採用について

②集中改革プランについて

(1)電子入札制度の導入が進まない理由は

(2)イベント等の統廃合について、財政面から考えても「カツパ祭」、「紀の川祭」を一本化するべきだ。

(3)市単独の各団体補助金の見直しについて、交付団体の思い切った削減を図るべきだ。

(4)外部監査制度について、未だに導入していないのはなぜなのか。

答弁

①(1)人材育成の観点から、管理職を対象とした評価の状況を踏まえ、欠点を改善して、内部協議の上速やかに全職員への適用を進めていきます。

(2)希望降格制度を平成23年4月より導入に向け検討いたします。ただし、成績による降格は法律上、能力に著しい欠陥がある場合のみとなっております。

(3)現在管理職について反映を行っていますが、全職員への勤勉手当等給与への反映については、慎重に検討していきたいと考えています。

(4)各種研修への参加や、独自の研修会を実施していますが、今後も必要な研修を見極めながら、研修の実施や、専門機関での受講をさせていただきます。

(5)専門職において、年齢制限を高くするなど経験者にも門戸を広くしていきたいと考えています。

(1)平成18年度に和歌山県と県下各市での共同開発について担当者会議を開き調整を図りましたが、入札制度の違い等から共同開発には至っておらず、市単独での導入は費用対効果などから困難であると判断しました。今後は、今年度末より一部導入する和歌山市の

状況を踏まえ、引き続き検討していきたいと考えています。

(2)既に統廃合されたものもあれば、「紀の川祭」や「紀の川カツパ祭り」などのように発足経緯、実施運営方法の違いなどにより統廃合されていないものもあり、これらは今後の方向性について十分に検討し、その実施内容等を見極め、引き続き調整を図っていきます。実施方法等についても、マ

ンネリ化の脱却など活力あるイベントづくりや地域主導型のイベント実施に取り組みたいと考えています。

(3)合併前に177件あった補助事業が、整理統合を図った結果、平成21年度決算時には114件、合併前と比較して63件の削減となっております。今後も「橋本市補助金等交付基準」に基づき補助金の適正化を図るとともに、団体の自立を促していきたいと考えています。

(4)地方公共団体に属さない外部の専門的有識者による監査により、監査機能の独立性・専門性の強化を図り、住民の信頼を向上させるため、本市でも導入を調査研究してきましたが、随時監査でも対応が可能であることや実施には相当の経費を要し、外部監査人の主導権のもと特定のテーマのみを取り扱うなどの課題もあり、全国的に導入が進んでいない背景も踏まえ、研究を続けていくところです。現在、国においても現行制度の廃止も含めゼロベースで制度を見直すこととし、制度の大幅

な再構築が検討されており、今後の動向をうかがいつつ、引き続き検討したいと考えています。

他の質問

来年7月24日地上デジタ

ル放送（地デジ）完全移行まであと10ヶ月となったが本市の地デジ対策についてお伺い致します



社会保障としての国民健康保険事業について

富岡 清彦 議員

質問

①国保

事業は社会保障の一つ。資本主義社会は貧富の格差をもたらし

必然性をもつ社会制度である。歴代の自民党政治はより一層の貧富の格差を増大させてきた。社会保障制度なしに資本主義社会は成り立たない。この論

点から、社会保障の一つとしての国保事業をしっかりと位置づける必要があると考えるが、当局の見解を問う。

②高すぎる国保税。橋本市の国保加入世帯の5世帯に1世帯が滞納する実態は、納税能力を超える課税にあると考える。高すぎる国保税になっていませんか。

③増え続ける無保険者。滞納者に対する

るペナルティとして、短期保険証（6カ月以上の滞納）の発行件数は3155件、資格証明書（一年以上滞納、保険証の取り上げ）の発行件数は128件もあり、国保事業の目的、市民の生命と健康を守ることができないと考えるがいかがが。

④違法な強制徴収は即刻中止せよ。国税徴収法で禁止されている生活費まで強制徴収する実態が見られるが、違法行為は即刻中止すべきである。

⑤国保事業の広域化問題。当局は広域化に何を期待しているのか。

答弁 ①社会保障制度は戦後急速に普及し、昭和25年社会保障制度審議会勧告の「社会保障制度の定義」を踏襲しながら、種々の変革を行い現在に至っています。

この社会保障には、社会保険・社会福祉・公的扶助・公衆衛生の制度があり、これらにより社会保障の目的を達成していくものと考えています。

②③税の賦課、短期被保険者証、被保険者資格証明書については、法等の規定に基づき、事業を円滑かつ適正に運営していくため実施しているものであり、国等に対しては費用負担の軽減について、医療制度改革の検討にあわせ、引き続き各種機会を通じ要望してまいります。

④市税の滞納処分についても、多くの納期内納税者の方々の税負担の公平性確保と財源確保のため、地方税法等

に基づき実施しているもので、違法性はないと考えています。

⑤高齢者医療制度改革会議では、「高齢者のための新たな医療制度等について」の、中間取りまとめを行い、ここには広域化を含めた国保運営のあり方も記載されていますが、引き続き検討するとされた項目も多く、本年末までに結論を得るとされています。

市としては、この結論による法整備を見守っていきたいと考えています。

他の質問 コミュニティバスの充実について問う▽市営住宅入居に関する所得証明書について



一般廃棄物の減量について

阪本 久代 議員

質問

広域でゴミ処理が行われるようになって1年経ちました。新しい分別

の仕方に慣れ、ごみ袋値上げの影響が

少ないと思われる現在、ごみの減量が進んでいるかどうか検証したい。

①2009年3月と2010年3月の生活系可燃ごみと事業系可燃ごみの総排出量はどうなっていますか。また、それぞれのごみの総排出量はどうなっていますか。

②多量排出事業者（1日平均50kg以上排出）はいくつありますか。

③市民や零細業者の負担を増やすことなく、さらに減量を進めることが必要と思いますが、どうお考えですか。

答弁 ①生活系可燃ごみの平成21年3月は86万5,850kg、平成22年3月は84万2,900kgであり、同月比較では、2万5,560kgの削減となっています。

また、事業系ごみ・直接搬入ごみの平成21年3月は41万9,190kg、平成22年3月は42万2,440kgであり、3,250kgの増加となっています。

なお、平成21年3月の各ごみの排出量につきましては、平成21年8月からの広域ごみ処理場への移行までの間、橋本地域と高野口地域にありました焼却施設において、異なるごみ分別により処理を行っておりました関係などにより、正確な比較、検証が困難であると考えています。

②本市の事業所から排出されます事業系一般廃棄物について、事業者は、自らの責任において広域ごみ処理場

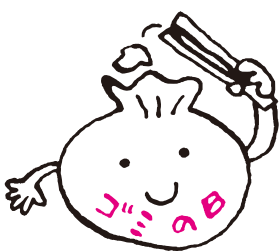
へ搬入して処理をおこなう方法と、本市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者と契約をおこなう方法があり、平成22年4月現在、本許可業者と契約をおこなっている事業所は、671事業所です。

また、報告書等からの推計値としての多量排出事業者数は、25事業所と推計されます。

なお、平成21年7月策定の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）第5章第4節の事業系ごみの排出の抑制において、平成22年度より、多量排出事業者への廃棄物減量計画書の提出要請等行うこととなっており、現在計画書等の様式など、事務作業を進めているところです。

③国等の廃棄物処理に関する指針や本市の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づき、ごみの減量化及び資源化を推進し、市民・事業者の意識醸成をおこないたいと考えています。

他の質問 福祉タクシーについて▽林間田園都市駅周辺の整備について



市内で増加している空き家に対する取り組み方針や観光の観点から、宿泊施設としての有効利用、ホテルルートインの工事再開目途及び整備方針について



中谷 和史 議員

質問

①増加している空き家について、調査研究、有効利用は検討されていますか。

②観光の観点から、宿泊施設として利用体系の整備等を考えていませんか。

③工事が停止しているホテルルートインの工事再開の見通しと、利用計画についてお伺いします。

④週末農園や滞在型観光拠点として、橋本市の重要な施設になっていくと思いますが、本市としての取り組みについてお伺いします。

答弁

①本市での空き家は、専用住宅で約2,000棟の空き家があるものと推計でき、さらに増加する傾向にあります。その対応に全国の自治体でも苦慮している現状です。先進地事例によると、例えば登録件数が少ない、定住促進に繋がらない、価格等の不十分提示、業者の仲介等の問題点や課題があり、また個人情報保護の問題もあり、更なる情報収集・調査研究を行う考えです。

②観光上の宿泊施設利用や滞在型観光

拠点としての空き家利用には、観光客の嗜好性や利用者数を視野に入れ、空き家所有者の諸条件や立地環境も考慮する必要があります。また古民家については改修費も発生すると考えられますが、市が古民家を借り上げる等も含めて、観光客の誘客に結びつく方策の一つとして視野に入れていきます。

③中断しているホテルルートインの工事再開について、7月13日にルートイン永山社長に直接面談し、今後の見通しの確認を行いました。結果、ホテル建設工事の再開は、現在の社会状況、会社の経営状況から判断、平成25年度に再開できる見込みです。

④週末農園については、空き家とセツトで活用すれば農村の活性化に効果をもたらすと考えています。本市も耕作放棄地の増加が大きな問題になっていますが、都会の人々の田舎暮らしへの関心の高まりがあり、本市に来て頂くための空き家紹介やその方法について課題の整理が必要であると考えています。

他の質問

市内産業育成の観点から、本市の入札制度及び調達方針について

高齢者の安否確認について



上田 良治 議員

質問

全国各地で高齢者の所在不明が問題となつていきます。東京で起こった

戸籍上111歳の男性が30年前に死亡していた事件を発端に、全国で100歳以上の方の所在不明問題が判明し、夏の怪談ミステリーのごとく衝撃を受けました。

また、ワーキングプアやニートの増加などにより、高齢者の年金収入に頼って生活する家庭が増える中、本人が死亡しているにも関わらず、死亡届を出さずに年金の不正受給をしていた年金詐欺に近い悪質なケースもあり、今後は、生存を確認した上で支払う制度の見直しが求められています。

昔のように、親子、孫、曾孫など、大所帯が少なくなくなり、核家族化で一人暮らしのお年寄りがますます増えていきます。一緒に住んでいなくても、せめて親族の所在ぐらいわかっているのが普通と思いますが、そうでない家庭が多くなつてきていることから、行政や地域が一丸となって高齢者の安否確認サポート事業を実施していただきたく、以下の質問をいたします。

①本市に戸籍を残したまま所在がわからない方は何人おられますか。

②本市に戸籍が残ったまま「生存扱

い」になっている方は何人おられますか。

③死亡届を出さずに年金や祝い金などを受給したケースはありますか。

④本市は高齢者の安否確認やサポート等をどのようにしていますか。

⑤100歳未満の層についても所在調査を実施されるのですか。

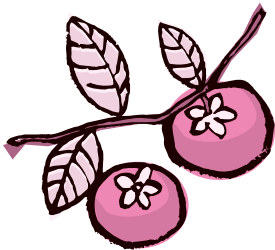
答弁

①②100歳以上で戸籍の附票に住所がない方は70名、すなわち戸籍上、生存扱いとなっている方です。住民登録がないのに、戸籍が残っているのは、行方が分からず死亡しても本籍地に届け出がされないのが大きな理由となります。今後は他市の状況及び管轄法務局の指示のもと、対応します。

③国民年金の給付・生存確認（現況届け）は国の事務で、主に住基ネットで行っています。今回、近畿厚生局からの依頼により、百歳以上の方の生存確認調査を行い、全員の生存確認ができたことから、年金不正受給はないものと考えています。なお、この調査対象者21人の内6人が国民年金の老齢福祉年金受給者でした。

④高齢者の方すべての安否確認について、職員数からも実施出来る状況にありませんが、日常業務の中で、本人確認や面談、安否確認の事業を行っています。

100歳の誕生日には市長が、90歳になられる方には職員が、敬老祝い金をお届けするため訪問し状況確認を行



っており、安否確認の事業としては、「配食サービス」「愛の一声運動」、「あったかコール」を実施しています。⑤100歳未満の方につきましては、調査対象年齢等を検討し、必要に応じた所在調査を実施します。

他の質問

公共施設の洋式トイレ促進について



交番所の増設の見通しは



山田 哲弥 議員

質問 平成18

年9月並びに平成20年12月定例会で質問いたしました。当局の

これまでの答弁は、所轄署の橋本警察署と協議会、また、交番所設置場所の用地提供を南海電気鉄道株式会社に協力要請するなど、市としてできることで努力いただいていることはよく承知していますが、月日が経つのは早く、すでに4年が経過しました。

この間、隅田東部周辺は変貌してまいりました。エコヒルズ、紀ノ光台といった工業団地ができ、あやの台には平成24年頃には(仮称)あやの台小学校が開設されると聞いています。こうした状況下であります。交番所の増設は市単独でできないことは理解していますが、市民の安全確保と安心できるまちづくりのためにも、1日でも早い交番所の増設を橋本警察署・県警本部に強く要望していただき、できうれば交番所の増設の見通しについてもお答えください。

答弁

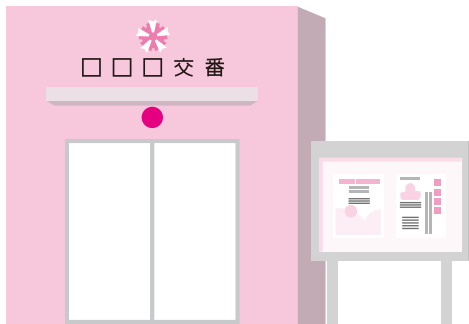
橋本市東部地区は大規模住宅開発が進む中、京奈和自動車道橋本東インターが完成し、付近には大規模店舗や遊戯施設に加え24時間営業のコンビニエンス・ストアーなど昼夜を問わず人が集まる環境が整っており、事故や犯罪の件数も増加しているところ

です。本市といたしましても、橋本市東部地区への交番設置については以前より橋本警察署へ要望しているところですが、和歌山県警察本部によりまずと、交番設置にあたっては、地域の人口や交通量に加え事故や犯罪の発生件数などを総合的に判断しているとお聞きしています。あやの台地区周辺は住宅建設や工業団地の開発などにより、より一層人口や交通量の増加が予想されます。また、現在整備中の京奈和自動車道路や国道371号バイパスが完全開通されると、さらに交通量も増加し事故発生率も高くなり交番設置の必

要性も高まると予想されます。現在、橋本市隅田地区には中島駐在所が、恋野地区には赤塚駐在所があり警察官各1名が配属されていますが、新たに東部地区に交番が設置されれば最低6人の警察官配備が必要となり、人員調整のため中島・赤塚の両駐在所の統廃合も検討の条件となり、交番設置には事前に解決しなければならぬ様々な課題があると聞いています。今後、東部地域の人口増加や交通量が増大すれば、より具体的な設置の動きになると認識していますので、今後も東部地区への交番設置を継続要望していきます。

他の質問

橋本市営住宅ストック総合活用計画について



「食物アレルギー対応」教育の現場と医療の現状



松本 健一 議員

質問

学校給

食については、議会でも度々取り上げられています。「地産地消」「中学校給食」「食物アレルギー対応」。アレルギー対応は、児童生徒毎に状況が違うことにより、給食調理の現場、教育の場など対応に二の足を踏んでいる答弁が繰り返されています。そこで観点を換え、まず医療現場からお聞きし、給食対応を考えてみたい、いくつかお尋ねします。

- ①橋本市民病院における食物アレルギー診療の状況と先進治療への取り組みをお聞かせください。
- ②橋本市民病院において、食物アレルギーを持つ子どもが入院されたときの食事対応はどのように取り組まれていますか。
- ③小学生のアレルギー対応給食は病院としてどうお考えですか。
- ④保育園での対応データは卒園された後、どのように扱われますか。
- ⑤アナフィラキシー症状を訴えた児童生徒に対し、教育現場ではどのように対応されていますか。
- ⑥食物アレルギーで苦しんでいる児童生徒は弁当を持参していますが、好き嫌いで食べられないのではなく、命が

かかった選択でやむなしに弁当を持参しています。受益者負担分と税を投じて行われている給食サービスで、サービスを受けることができないご家庭への支援策に取り組みべきではないでしょうか。弁当箱を買い、日々の食材選りごと購入費用、毎日早朝から調理され、「学校給食」サービスを受けることができないご家庭への負担軽減策について、お考えをお聞かせください。

答弁 ①本院小児科では、まず保護者に相談し問診を行い、血液検査と食物負荷試験を行います。軽症の場合であれば、症状に応じた指導を行います。多臓器の症状が出るアナフィラキシーの場合は、本院での治療は困難であるため、専門医療機関を紹介をしています。

②③本院給食部門では医師からの食事指示により、個人対応しています。禁忌食材については個人差もあるので、保護者と面談を行っています。

④小学校へ就学するに当たり、幼稚園や保育園等と小学校との間で就学予定児についての引継を行います。

その際に引き継がれるデータの一つに「食物アレルギー情報」があります。この情報だけではなく、小学校は独自に児童についての情報を保護者から提供いただきます。その中にも「食物アレルギー情報」があります。また、アレルギー症状の状況に応じ、「アレルギー疾患用学校生活

管理指導表」を提出いただいています。これらの情報を、給食指導の際に生かしています。

⑤現在、小学校2校で6名の児童の保護者から可能性があると報告を受けています。そのうち、アドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンの処方を受けているのは3名です。また、エピペンを学校へ持参している児童は2名で、そのうち1名は保護者から依頼を受けて学校が保管しています。エピペンの保管については、緊急時に誰もが対応できるよう、全教職員に保管場所を周知するとともに養護教諭が保管状況の確認を行っています。

対応については、保護者と面談を行い、了解を得た上で緊急時の対応や注射の打ち方等についても医師の指導により講習を行うとともに、必要に応じて消防署とも情報共有を行います。クラスの小児に対しては保護者に了解を得てアナフィラキシーのことについて発達段階に応じた指導を行うとともに、遠足等の校外学習では、お弁当やおやつとの交換はしないように指導を行っています。

⑥該当児童生徒等の保護者を対象の食育や栄養指導を内容とした研修会や懇談会を開催したり、人的な配慮を必要とする場合には配置を行ったりするなどの面から負担軽減を図っていきたくと考えています。

他の質問

住民視点からごみ袋無料配布「激変緩和措置後」を考える▽「持続可能な社会」を築くための2つの国連認証と市民「参画」▽予防ワクチン「ヒブワクチン」と「肺炎球菌予防ワクチン」▽橋本市「協働の基本指針」と地方自治憲法「自治基本条例」



区長制度について



瀧 洋一 議員

質問 先の3月、6月定例会においても、区長制度についてお尋ねしましたが、引き続きお尋ねします。

市民協働の観点からも「市民の声でつくるまちづくりを」との考えから、改めて区長制度を考えてみたいと思います。

市当局は、市民への説明責任を「区長さん」と呼ばれる方に転嫁していいのでしょうか。その責任と負担を押し

付ける行政の進め方はいかがなものかと感じています。また、市議会において「地元の理解を得ています」との答弁がよく聞かれます。その根拠が「区長さん」出席の会議で話をしたという程度で、「理解いただいた」とされることも耳にします。

現状の区長制度が市民の声を取り入れることができるのでしょうか。市当局としてのお考えをお尋ねします。

①あらためて「区」と「自治会」の違いについてお尋ねします。

②私の質問を機に制定していただきました「行政事務委託契約事務取扱要綱」についてお尋ねします。

③旧高野口町において、合併にあたり「区長さん」にお願いされる業務がどのように変化したのかお尋ねします。

④投票管理者の選任方法についてお尋ねします。

⑤市民への説明責任を果たす方法について、考え方をお尋ねします。

⑥市民協働の観点から、市民ニーズへの対応について、方針をお尋ねします。

⑦市当局からみた区長制度のメリット・デメリットについて見解をお尋ねします。

答弁 ①いずれも、同じものであると考えています。

②基準は以前から策定しており運用を行っていましたが、要綱として定めることが説明や理解が得やすいことから明文化したところです。

③合併による変化については、旧橋本

地域においては変化はありませんが、旧高野口地域においては、自治会を統合して頂いた経過もあり、とまどいや同意等のシステムの違いがあるのとこのことをお聞きしています。

④地域の实情に詳しい区長さんや自治会長さんに推薦依頼を行い、内申を頂き選挙管理委員会で選任を行って頂きます。県下各市では、選任方法として推薦と市職員の選任方法が概ね半々です。

⑤案件により区長さんへ説明する場合があります、地元へ出向き協議や説明会を行う等、その都度の案件により対処しているところとあります。

⑥市民と行政、あるいは市民相互で担っていく公共サービスの提供となるよう協働社会の構築を目指して参りたい。

⑦主として大字単位の地縁をもって組織されている「区」及び区長制度はこの地域でのまちづくりの制度・慣習でもあり、市と区は協働における互いのパートナーと考えています。又、区長業務の負担が多いとお声もお聞きますので、事案により適切な対応を図るよう取り組んで参ります。



ひきこもりの現状と今後の支援、教育相談センターの充実及び子ども・若者育成支援推進について



辻本 勉 議員
不登校児対策について

質問 不登校児対策については、特に義務教育の間は、行政も教育委員会や学校現場等において力を注いでいただいています。しかしながら、学校を卒業する年齢に達した後、その若者の自己確立と自律をどうするかという課題が残され、今、全国的な問題となっています。

不登校児のまま学校を卒業し、社会参加ができないでいる若者、いわゆる「ひきこもり」の支援策が求められています。実態把握の難しさ、支援を「どのような形で」「どう援助したらいいのか」、数少ない支援者は大変苦慮しているのが現実です。行政はひきこもり問題をどのように考え、今後どのように支援し、どのような対策が必要と考えているのかお尋ねします。

また、現在、杉村公園内に設置されている教育相談センターは、問題を抱えた子ども達にとって重要な役割を果たしています。更なる充実についての考えをお尋ねするとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づき、和歌山県も本年度から積極的に取り組む体制

をつくりました。本市は、今後、子ども・若者育成支援推進について、従来からの子育て支援と併せてどのような考えを持っているのかお尋ねします。

①ひきこもりの現状把握について
②支援グループの活動把握と行政としてのバックアップについて

③今後の対策について
④教育相談センターの充実について
⑤子ども・若者育成支援推進法に基づいて、種々の子育て支援事業と併せて本市はどのような取り組みを考えているのか。（特に若者支援）

答弁 ①②③現在、ひきこもり相談窓口が各保健所及び県精神保健福祉センター内に設置され、ひきこもり者やその家族の支援を行っています。橋本市にはひきこもり支援団体が3団体あり、各団体が把握している市内のひきこもり者数は16人です。市としては、支援団体に対し相談業務委託や補助金を交付するなど行っていますが、今後「ひきこもり対策検討委員会」を立ち上げ、若者の社会参加を促していきたいと思っております。

④教育相談センターは5名の職員とボランティアの協力を得て運営されています。業務内容は教育相談と適応教室の運営等です。平成21年度、相談件数は190件、相談回数はのべ1,822回、適応教室入室児童生徒は16名になります。課題としては、依然として多い不登校問題と不登校

生徒の約10%が決まらない中学卒業後進路と老朽化等による当センター施設の問題です。これらの課題について、不登校問題については未然防止等を中心に各機関と連携して取り組んでおり、成果が出ています。進路については、ひきこもり問題とも関連していますので市長部局と協力して、取り組んでいきたいと考えます。施設については、現状のままでの長期の使用継続は困難であると考

えています。

⑤若者に対する社会参加を促進するための総合的な支援対策を推進するため、子ども・若者の状況を把握し、ボランティアサークル等民間支援団体のご協力も得て、関係各課と協議のうえ努めてまいりたいと考えています。

他の質問 嘱託職員・適正配置と、嘱託職員及び臨時職員の賃金と評価制度について



▲老朽化が進んでいる教育相談センター

議 会 活 動 日 誌

(7月1日～9月30日)

★本会議

- 9. 6 9月定例会 開会
- 13 一般質問
- 14 一般質問
- 15 一般質問
- 16 議案審議
- 28 委員長報告 閉会

★委員会等

- 7. 5 議会運営委員会
市議会だより編集委員会
- 20 新任議員研修会
- 22 議会運営委員会
- 23 文教厚生委員会
- 28 経済建設委員会行政視察
～29 察（愛媛県伊予市・内子町）



経済建設委員会行政視察

- 8. 5 議会運営委員会行政視察
～6 察（福岡県春日市・長崎県大村市）



議会運営委員会行政視察

- 8.10 文教厚生委員会
- 19 総務委員会行政視察
(富田林市)



総務委員会行政視察

- 25 経済建設委員会
- 30 新任議員研修会
- 9.13 議会運営委員会
- 15 議会運営委員会
- 16 平成21年度決算審査
特別委員会
- 17 総務委員会
- 21 経済建設委員会
- 22 文教厚生委員会
- 27 議会運営委員会

★議長会関係

- 7.15 全国森林環境税創設促進議員連盟第19回定期総会
- 20 平成22年度近畿市議会議長会第1回理事会

★来市

- 8.27 鳥取県北栄町議会議員
行政視察（高野口こども園）

★次の定例会は、11月29日に開会（予定）

- 11.29 本会議（提案理由説明）
- 12. 6 本会議（一般質問）
- 7 本会議（一般質問）
- 8 本会議（一般質問）
- 9 本会議（議案審議）
- 10 総務委員会
- 13 経済建設委員会
- 14 文教厚生委員会
- 17 本会議（委員長報告）

※本会議、委員会ともに、午前9時30分から始まります。但し、現地調査がある場合は、開議時間が前後する場合があります。



市議会だより第20号（8月1日発行）に誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

●14ページ 一般質問のところ、3段目の10行目（二重線部分）10歳以上の世帯は717世帯です。

*正しくは、10歳のところは65歳です。

編 集 後 記

今年の夏は歴史的な酷暑になり、全国で多くの高齢者が熱中症により亡くなられました。地球温暖化と少子高齢化がもたらす大きな問題であります。

そんな中で参議院議員選挙が行われ、政権与党の民主党が大敗し、「ねじれ国会」と言われる現象となりました。また九月には民主党代表選挙も行われ、引き続き菅内閣が政権を担当する事になりました。しかしながら円高経済不況により先行きが不透明で国民生活は大変厳しく、将来に不安が募るばかりです。

国政はともかく、私達は市民目線に立って市民の暮らしを守る為全力を注がなくてはなりません。定例会における一般質問は大変重要な機会と捉え、議員一人ひとりが市政発展と市民要望にこたえるべく精一杯頑張っています。

十月には平成二十一年度の各会計決算審査も終え、十二月定例会で議決されます。厳しい財政状況の中、市民本位の市政運営になるよう厳しい目で、チェックを加え議会の役割を果たして行きたいと考えています。

季節は秋本番となってまいりました。スポーツ・レクリエーション等を通じて健康管理と体力維持・増進に努められ、生き生きとした楽しい市民生活を送っていただくことを願っています。

市議会だより編集委員会
委員 辻本 勉